

別 紙 3 サービス購入料についての考え方

(1) 市から事業者へ支払うサービス購入料の定義

事業者は事業契約書に規定されるサービスを提供し、市はその対価としてサービス購入料を事業者に支払う。

サービス購入料は、事業者が実施する校舎等の改築・改修に係る対価と維持管理業務の対価からなる。

(2) サービス購入料の支払い

サービス購入料は改築・改修工事が終了し、当該施設の供用開始後、市より支払いが行われる。

本実施方針 2 .(4)において示した通り、対象校における改築・改修は、平成 16 年度から平成 18 年度にかけて実施される。市は、各校の施設の供用開始日を平成 17 年 11 月 1 日又は平成 18 年 9 月 1 日のいずれかに想定している。そのため事業契約書は各校毎のサービス購入料を個別に規定し、市は各校毎の供用開始に合わせ応分のサービス購入料を支払う。

対象校の校舎等施設のうち改築を行わなかったものにつき、本事業期間中に改築の必要性が生じ、改築工事を実施することがありうる。この場合、当該施設にかかわる維持管理業務は一定期間停止され、応分の維持管理業務の対価はサービス購入料より減額される。

サービス購入料は、事業者の請求に基づき 3 ヶ月に一度支払うことを想定している。

(3) 国庫補助金等の支出について

前項(2)の規定にもかかわらず、義務教育施設整備に係わる国庫補助金が支給される場合には、これに見合う市の負担分も含めた金額を、改築部分については当該校舎の所有権の移転手続きが終了した後に、また改修部分については当該工事終了後に市は事業者を支払う。想定される支払額とその支払時期は募集要項において示す。

なお市は、財政支出を適切に遂行する観点から、平成 17 年度と平成 18 年度の工事竣工量がおおむね同額となることを想定している。詳細は募集要項において説明する。

(4) サービス購入料の構成

サービス購入料のうち校舎等の改築・改修に係る対価は、事業者の借入金の元金返済額及び支払金利額に相当する。これに係わる事業者の資本金と借入金の比率、借入金利等は応募者の提案による。

サービス購入料のうち維持管理費業務にかかわる対価は、事業者が対象校の維持管理業務を遂行するにあたり発生する人件費、物件費、保険料、事業者の事業収益及び事業者に課せられる公租公課等に相当する。

改築・改修校舎を含む全ての学校施設に対し、事業者は経常修繕と定期修繕を行い、その経費はサービス購入料の維持管理業務にかかわる対価に含まれる。なお、大規模修繕の実施は事業期間中想定していない。

以上を図示すれば、サービス購入料の構成は次の通りとなる。

種 類	内 容
サービス購入料 1 (施設整備に係る対価)	設計・建設費及び開業費
サービス購入料 2 (維持管理業務に係わる対価)	人件費、物件費、保険料、事業収益、公租公課、修繕費相当額

(5) サービス購入料の改定

物価変動に伴うサービス購入料(P)の改定は下記の算定式にしたがい、毎年行うことを想定している。

$$P_a = P_1 + P_2 \times C S P I_{a-1} / C S P I_b$$

ただし、C S P I_x : 日本銀行調査統計局が作成する企業向けサービス価格指数
(総平均)の平成X年度平均値

P₁ : 施設整備費部分(サービス購入料1)

P₂ : 維持管理費部分(サービス購入料2)

a : 当該事業年度

b : サービス供用開始年度

事業者の借入金の金利変動に伴うサービス購入料の改定は、平成18年度と平成28年度に行うことを想定している。借入金利は基準金利に事業者の提案したスプレッドを上乗せしたものとする。基準金利は上述の通り平成18年度と平成28年度に見直しを行うが、スプレッドは事業期間中固定の利率である。

基準金利は下記の通りである。

「東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年もの(円 円)スワップレート 仲値とする。」 基準日は募集要項において示す。

注：応募書類作成にあたり提案価格を算定する場合、借入金利は提案時のものを採用し、全事業期間同一のものとして計算すること。